

平成28年12月吉日
香川県信用組合

居住地国等の届出に関するお願い

平成29年1月1日以後、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（実特法）の改正により、金融機関では、新たにお客さまの口座開設等を行う際、お客さまの税務上の居住地国（※）等を記載した「届出書」のご提出が必要となります。

何卒、ご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

（※）居住地国とは、所得税・法人税に相当する税を、お客さまが納めるべき国を指します（日本の税法上、日本に「住所」があり、または、現在まで引き続いて1年以上居所を有する場合は、日本の居住者に該当し、日本で所得税または法人税を納付している場合は、日本が居住地国となります）。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

【届出書の提出時期】

口座開設等を行う際

※ 平成28年12月31日以前に、既に口座開設等をされたお客さまにもご提出をお願いする場合がございます。

【届出書の概要】

当組合所定の届出書に必要事項を記載の上、ご提出ください。

⑨ 届出書をご提出いただけない場合、口座開設をお断りすることとなりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

以 上